

「平成 28 年毎月勤労統計調査 特別調査」の実施について

毎月勤労統計調査特別調査へのご協力をお願いします

厚生労働省では各都道府県を通じて、毎月勤労統計調査特別調査を毎年 7 月 31 日現在で実施しています。

調査に先立ち、指定された調査区(*)にある全ての事業所を島根県知事が任命した統計調査員が訪問して事業所の名称、常用労働者（常時雇われて働いている方）数などをお聞きします。

その内、常用労働者が 1 ～ 4 人いる事業所を対象に調査票を配布して毎月勤労統計調査特別調査を実施します。



毎月勤労統計調査特別調査について

毎月勤労統計調査は 5 人以上の労働者を雇用する事業所を対象に毎月実施していますが、小規模事業所の実態を把握するため、1 ～ 4 人の労働者を雇用する事業所についても特別調査として年 1 回実施しています。

この毎月勤労統計は賃金、労働時間、雇用の変動について明らかにすることを目的に「統計法」という法律に基づき指定された国の重要な統計調査のひとつです。

調査結果は、小規模事業所の実態を示すものとして最低賃金の決定にかかる審議会資料に使用される等、行政施策の企画・立案に役立てられています。

調査区の指定(*)について

特別調査は、日本全国から無作為に選んだ地域で 2 年続けて実施しており、今年は 2 年目にあたります。

[指定された調査区がある市町]

松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、雲南市、
奥出雲町、津和野町、海士町、隠岐の島町

秘密の保護について

秘密の保護については、厳重な規定が定められており、ご回答いただいた内容について他の用途に使用したり、国、県の統計関係者や統計調査員が記入内容などを漏らしたりすることは固く禁じられています。

毎月勤労統計調査特別調査についての厚生労働省のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/toukei/koyou/maikinchousa.html>

昨年の調査結果等については厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>